

## 家きん飼養者の皆様へ

(家きん: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)

渡り鳥が飛来する季節を迎え、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが発生する危険性が高まっています。

この病気が、庭先で飼養される家きんで確認された場合、その家きんが殺処分されるばかりでなく、周辺の養鶏農場などに移動制限措置が講じられるなど、大きな影響を及ぼします。

皆様の家きんを守り、県内での発生を防ぐため、次の衛生対策をしっかりと行うようお願いします。

- 1 毎日健康状態を観察し、異常がみられた場合には、最寄りの獣医師又は家畜保健衛生所まで連絡すること。
- 2 飼養者は、野鳥・野生動物の侵入を防ぐため、飼育施設の破損部位を修繕し、防鳥ネットで覆うこと。餌箱は、常に飼育施設内に置き、散乱した餌の清掃を行うこと。
- 3 飼育施設の周囲は消石灰を散布(1m<sup>2</sup>あたり1kg)するなど、消毒を行うこと。
- 4 飲み水には水道水を使用し、野鳥が飛来する池や川の水を用いないこと。
- 5 家きんに触れる際には、手指をよく洗浄すること。飼育施設に入る際には、外出時に着用した衣服や靴を着替えること。



岩手県中央家畜保健衛生所 (TEL 019-688-4111)